

訪問介護料金表

別紙 1-2

介護保険の給付サービスを利用される場合は、原則として負担割合証に応じた基本料金（1割～3割相当の額）となります。但し、給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

		1割	2割	3割	
身体介護	20分未満	163	326	489	
	20分以上30分未満	244	488	732	
	30分以上1時間未満	387	774	1,161	
	1時間以上1.5時間未満	567	1,134	1,701	
	以降30分増すごとに82円追加				
生活支援	20分以上45分未満	179	358	537	
	45分以上	220	440	660	
	身体介護+生活支援を行った場合25分増すごとに65円追加				
早朝（午前6時～午前8時）25%加算		夜間（午後6時～午後10時）25%加算		深夜（午後10時～午前6時）50%加算	
初回加算	初回に実施した訪問介護と同月に算定		200	400	600
特定事業所加算	(I)	(II)	(III)	(IV)	(V)
	20%加算	10%加算	10%加算	3%加算	3%加算
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族から要請を受け介護支援専門員と連携を図り、予定外の身体介護を行った場合に100単位算定				
生活機能向上連携加算	(I)	100単位/月	訪問リハビリ・通所リハビリ・医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が計画作成担当者と身体状況を評価した場合に算定		
	(II)	200単位/月 (3月の間)			
認知症専門ケア加算	(I)	3単位/日	認知症の程度と職員配置状況に応じて算定		
	(II)	4単位/日			
口腔連携強化加算	50単位/回 1月に1回に限り	口腔の健康状態の評価を実施、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合			
処遇改善加算	I	II	III	IV	
	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合		所定単位数に15%を加算		
中山間地域における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合		所定単位数に10%を加算		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供	別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の実施地域を超えてサービス提供を行った場合		所定単位数に5%を加算		
キャンセル料	原則として訪問予定時間2時間以内にキャンセルがあった場合、介護保険料の1割分を徴収させていただきます。				
利用者の居宅が、当該事業所の事業実施地域外にあった時は、交通費の実費を負担していただきます。					

その他 同一建物減算について

①10%減算	事業所と同一又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に居住する建物に居住する者が1月当たり20人以上
④12%減算	前6月に提供した訪問介護サービスの総数のうち同一敷地内又は隣接する敷地内に居住する建物に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合